

理事会議事録

- 1 開催日時 平成25年9月10日(火)午後1時～
- 2 開催場所 大阪市立社会福祉センター1階 特別談話室
- 3 議事の内容

司 会 定刻がまいりましたので、ただ今から理事会を開催いたします。
私、本日の司会を務めさせていただきます、総務部庶務課副主幹の真鍋でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
本日の出席状況でございますが、理事定数25名、現在員数24名、本日の出席者19名、書面による出席5名、出席者合計24名でございます。従いまして、理事総数の3分の2以上に達しておりますので、定款第12条第5項の規定により、本会議は有効に成立していることをご報告いたします。
まず、はじめに、乾会長からごあいさつ申し上げます。

乾 会 長 (あ い さ つ)

司 会 それでは、ただ今から議事に入りますが、理事会の議長は定款第12条第4項の規定により、その都度選任することになっております。
こちらから、ご指名させていただいて、よろしいでしょうか。
(異 議 な し)
異議なしということでございますので、議長を乾会長様にお願いいたします。

乾 議 長 まず、理事会の議事録の署名人を決めさせていただきます。
議事録の署名人は、定款により2名選任することになっておりますが、こちらから指名させていただいて、よろしいでしょうか。
(異 議 な し)
異議なしということですので、議事録の署名人は、福島区社協会長の今井理事と大阪市身体障害者団体協議会長の手嶋理事にお願いします。
どうぞよろしくお願いいたします。

<第1号議案> 平成25年度補正予算(案)について

乾 議 長 それでは、議案書に基づきまして、議事を進めてまいります。
今回の補正は、平野区喜連東社会福祉協議会高齢者食事サービス事業補助金の不正受給に伴う補助金返還金にかかる利息及び加算金の支出でございます。
この補助金と加算金の返還については、平成20年9月18日の理事会におきまして議案とされ、ご審議のうえ補正予算が承認されました。
しかし、大阪市からは補助金のみが請求され、加算金についての請求はございませんでしたので、市社協としては、この件についてはこの時点で決着したものと思っておりました。ところが、今回、さらに返還した補助金に対して、利息と加算金が発生するという事、大阪市が前回同様、市社協に返還請求を求めてきたものであります。
私どもとしては、大阪市が利息及び加算金の請求についても、補助金が返還され

乾 議 長 た時点で請求しておくべきことで、なぜ、5年が経過しようとしている今の時期になったのか、まず、市社協事務局から事実経過について説明させていただき、その後、大阪市福祉局からの説明を聞いたうえで、ご審議をお願いいたします。

なお、本案に関連して、平野区社会福祉協議会の垣内会長におかれましては、別室に待機いただいております。

では、事務局から説明してください。

橋本次長 事務局次長の橋本でございます。

資料1-2をご覧ください。

まず、大阪市高齢者食事サービス事業でございますが、12ページに概要をまとめてございます。

今年度から、各区単位での実施となっておりますが、今回の事案の原因となりました当時の補助金の流れにつきましては、下段にございますように、食事サービス委員会を立ち上げて事業を実施していただいている地域社会福祉協議会から各区社会福祉協議会に申請していただき、各区社会福祉協議会は大阪市社会福祉協議会に申請し、これをもとに大阪市社会福祉協議会は大阪市に対して申請を行うこととなっております。

この申請に基づく補助金の交付につきましては、申請の流れと逆に、大阪市は大阪市社会福祉協議会に対して交付し、大阪市社会福祉協議会は各区社会福祉協議会に、各区社会福祉協議会は地域社会福祉協議会に補助金を交付することとなっております。

この間の事実経過について、説明させていただきます。

資料1-2の1ページは、この間の経過を時系列に整理したものでございます。

まず、原因となっております平成20年の経過でございますが、平成20年8月28日に、2ページの別紙1のとおり、大阪市から平成15年度から平成19年度に大阪市が交付した大阪市高齢者食事サービス事業補助金のうち、「喜連東社会福祉協議会の食事サービス事業」の補助金の適正な執行が確認できなかったことにより、交付決定の一部を取り消し、大阪市長から補助金の交付先である大阪市社会福祉協議会に対して返還請求がございました。

これを受けまして、別紙2のとおり、市社協からの補助金の交付先であります平野区社協に対しまして返還請求を行ったものでございます。返還請求額は16,442,900円でございます。

また、返還金額欄のカッコ書きにございますように、「生ずる加算金の額については、返還金納付後別途通知する。」となっておりますことから、9月18日に開催いたしました大阪市社会福祉協議会理事会、評議員会におきましては喜連東食事サービス事業補助金返還のための補正予算として返還金16,442,900円に加え、加算金を480万円と見込んで計上し、承認いただきましたものでございます。当時の理事会並びに評議員会の議事内容につきましては、別紙3及び別紙4に抜粋をお付けしております。大阪市からの返還命令通知に記載の返還期限でございます平成20年9月30日に大阪市社会福祉協議会は大阪市に対し返還金額全額16,442,900円を返還いたしました。その後、「返還金納付後別途通知する。」との通知を受け、補正予算を組みました加算金につきましては、大阪市から通知がございませんでした。当会といたしましては、予算執行のための原因

橋本次長 書類が整わないことから加算金の執行が出来なかったものでございます。当然、平野区社協に対しましても当時、加算金の請求はいたしておりません。

なお、市社協から平野区社協に返還請求いたしました補助金16,442,900円につきましては、同年11月28日に区社協から市社協に全額が返還されております。

今年、平成25年8月26日付けで、10ページの別紙5にございますように、大阪市から大阪市社会福祉協議会あて、平成20年9月30日に大阪市に返還いたしました平成15年度から平成19年度大阪市高齢者食事サービス事業補助金返還金にかかる利息及び加算金について、3,015,554円の請求があったものでございます。

以上、事実経過につきましてご説明申しあげました。

乾 議 長 続いて、大阪市福祉局から説明をお願いします。

久保部長 大阪市福祉局高齢者施策部長の久保でございます。

平素は、本市の福祉行政の各般にわたり、多大なご協力を賜りありがとうございます。まず、この場をお借りしてお礼申し上げます。

本来でありましたら、理事である福祉局長の西嶋が出席すべきところですが、本日は市会本会議が開催されており、出席が適いませんことをご容赦いただきたく思います。

それでは第1号議案であります、平成25年8月26日付けで大阪市から大阪市社会福祉協議会に対して請求しました、高齢者食事サービス事業にかかる加算金等3,015,554円についてご説明をさせていただきます。

まず、請求にかかる経過でございますが、平成20年度に平野区の喜連東地域社協で実施しておりました高齢者食事サービス事業について、その年の4月23日に公益通報、さらに同年6月20日に大阪市公正職務委員会からの調査勧告を受け、大阪市社会福祉協議会、平野区社会福祉協議会とともに現地調査を実施し、関係者、ボランティア、利用者などから聞き取り調査を行ったところでございます。

その結果、当時の喜連東地域社協の会長及び関係者の証言等や、5年間の保存を義務付けている証憑書類のほとんどを廃棄しているため食数の確認はできないものの、老人憩いの家などで会食サービスが行われていた事実は一部確認いたしました。また、配食サービスについては、実施されていたという事実は確認できませんでした。

このような、結果を踏まえ、調査において提出された一部の書類等から認められる補助金を推計し、既に交付した補助金との差額の会食・配食サービスの合計額の、約1,644万円について、平成20年8月28日付けで返還請求をおこなったものでございまして、これは当時食事サービス事業は、大阪市から市社協に補助金を交付し、それを受けて区社協を通じて実施主体である地域社協に補助金を交付していることから、大阪市は市社協に対して、返還請求を行ったものでございます。

なお、返還金及び加算金については大阪市、市社協、区社協で議論しながら取組を進めたところでございまして、返還に伴う加算金等についても、各法令に照らし返還金が発生する以上、請求せざるを得ないということについては、大阪市として当時決定しており、当時の市社協の理事会・評議員会では加算金等も含めて返還についてご承認をいただいているところでございます。

久保部長 この返還請求を受け市社協から平成20年9月30日付けで大阪市に対して返還金を納付いただいたところをごさいます。その後、喜連東地域社協からは、平成20年10月28日、11月13日、11月21日の3回に分けて、区社協に対して同額の返還があったところをごさいます。

しかしながら、加算金等については、当時は、まず第一に1,600万円余りの返還金の支払いを行っていただく必要があること、またその金額も巨額であることなどから別途通知をするとさせていただき、請求を留保していたところをごさいます。

改めて言うまでもございませんが、本事業については、昭和47年度に1つの地域社協で事業が開始されて以降、年々拡大し、現在では市内約300地域で3万人余りの高齢者が参加し、約1万5千人ものボランティアの方々によって実施している事業であり、高齢者の食の提供を通じた健康増進や社会参加をはじめとする生きがいがづくりだけではなく、地域との交流や安否確認、ボランティアの育成・活動などを通じた地域コミュニティづくりに貢献する事業として、大変大きな役割を果たしていただいていると認識しております。そういったことなどから、事業の停滞をできるだけ避ける観点からも、加算金等の請求については地域の混乱が収まるまで留保してきたところをごさいます。いつ請求するかについては、地域の実情をみながら決定することとしたところをごさいます。

その後、請求時期についての市としての決定が遅れた点については、大変申し訳なく深くお詫び申しあげます。なお、加算金等の金額は補助金返還額に対してかかるものであり、補助金返還があった平成20年9月30日で確定しており、その後、現在まで金額の増加はございません。

しかしながら、加算金等については、本市の適正な債権の取り扱いや法的な観点からも時効までの間に請求する必要があることから、この度、平成25年8月26日付けで、市社協あて大阪市として請求したところをごさいます。

以上のようなことから、この時期に請求した次第をごさいます。様々な状況の中、請求時期の決定が遅れたことについては、重ねてお詫び申しあげますが、何卒本件につきましてご理解・ご了承をいただきたいと思ひます。

大阪市からの説明については、以上をごさいます。何卒よろしくお願ひ申しあげます。

乾 議 長 ただいまの説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

橋本理事 市が加算金の返還を留保していたことについては、金額が大きかったということなのでしょうが、そのことについては市社協に連絡済みだったのでしょか。また、市社協はそのことをご存じだったのでしょか。

橋本次長 請求がなかったということにつきましては、事実関係を把握しておりましたし、平成20年度でご承認いただきました補正予算につきましては、決算時に計上しておりました加算金の金額については、歳出から落とすといった判断をさせていただいております。

橋本理事 決算時の処理はわかりますが、市として留保していたことが市社協に伝わっていないと意味がないと思うのですが、その点はどふなのでしょうか。

橋本次長 福祉局のご説明にもございましたが、様々な事情、あるいは地域での食事サービス事業が一旦中断しており、そういった中で、事業復活にむけ地域とお話ししているの、しばらくお待ちいただきたいということは聞いておりましたので、そういうことでしたら、一旦予算を処理するといった判断をしております。

久保部長 大阪市ですけれども、実はこの20年当時から翌年にかけて、新たな新役員体制もできまして、それ以降に、大阪市としても重要な事業と認識しておりますこの事業の再開も願っておりましたところ、1年後ぐらいから再開されまして、当時の福祉局におきまして局議で補助金について、改めて交付を決定し、あわせて事業や地域再生が着実に進むか、もう少し様子を見たいということで、留保いたしました。そのあたりのところについても、確たる資料は残っておりませんが、地域社協さんとも大阪市ある程度は、共通の認識をもって、みんなで取り組んでいったということでございます。よろしく願いいたします。

橋本理事 資料がないのは仕方ないとも思いますが、大事なのは大阪市と市社協が情報をきっちり共有することだと思いますので、今後はその点お願いしたいと思います。

乾 議長 他にございませんか。

右田理事 以前申しあげましたが、初歩的なことですが、この事業が大事であるとおっしゃるが、この大事さが、どこにあるのかははっきりしていない。

ひとつは、先ほどおしゃっていた地域再生、この観点から大事だとおっしゃるなら、なぜその時データが無いと言っておられたが、行政と社協の契約関係で成り立っている事業ですから、どういう契約内容であるか、どういう要件を満たすべきか。事業が広がる前から非常に曖昧なんですね。この厳しい契約の時代に、福祉が問いなおされている時代に、事業のもっている契約概念を大阪市も、もう少し整理していただきたい。どういう委任契約なのか。これが一点、それからサービスが大事だと言われるけれども、地域の再生がこの食事サービスを通じて、どの程度具体化しているのかということですよ。他のことをやるよりも、地域再生について、あるいは、今よく言われる絆論で有効なのか、まあ、食べることなので、基本ですから大事なんだろうが。今後、社協が方向を求められている地域のコミュニケーション、地域力という点で大事にしていかなければならないこの時期に、このもつ地域再生の意味というものをもう少し、きちっと双方で確認をしていただきたい。

それは、ただ単に行政、社協だけでなくボランティア自身にも、ただやったら良いというものではないはずなんですね。そのあたり三者で、どうしたら地域の再生ができるか、しっかり学識の方も参加されているわけですから、法律の面も併せてそこをしっかりと整理していただかないと、ただこういう風に後から出てきたお金をどう処理するかといった姑息な始末にはならないだろうと思います。少し長くなりましたが、おおざっぱな点で質問させていただきます。

久保部長 ただ今先生がおっしゃいましたことは、非常に重要でございまして、私が申しあげました地域再生も、ただ単に食事を提供するというだけではなく、食事という形態を通じて、高齢者の方々の会話であったり、楽しみであったり、講演であったり色々知識を深めていただくといったものであります。当時250円の補助をし

久保部長 ておりましたが、書類が一切ございませんでした。この反省を受けまして、出席者の名簿とか何にいくらかかったかという書類を5年間保存しなさいという契約に変えておりまして、それ以降は、全くこういう事例は起こっておりません。

乾 議 長 他にございませんか。

吉村理事 私は最初から、この事業に関わっていますが、たくさんの方がお越しになって楽しんでおられますし、サービスを利用されている方々には関係のないことでして、この様な事案が起きましたことは残念ですが、食事サービスそのものは、続けてほしいですし、地域のコミュニケーションもとれていると思います。
これからもがんばってやっていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

乾 議 長 先ほど先生からもございましたが、以前は、拡大するといったことで、理念や目的から外れて、安易な処理がされていたかも知れませんが、20年以降は、契約としてきっちりしてきました。地域もボランティアさんの入門編といったところもあり、他の地域活動にもつながっていくといった効果もあります。来年からは地域活動協議会で予算が一括になり、予算が減額されるかどうか分かりませんが、現時点では、そのような効果もあったということでもあります。

他に、ご意見・ご質問がないようでございますので、平成25年度補正予算(案)について説明してください。

橋本次長 平成25年度2次補正予算(案)についてご説明申しあげます。

今般の補正予算は先程ご審議いただきました「平野区喜連東社会福祉協議会の平成15年度から平成19年度の大阪市高齢者食事サービス事業補助金返還金にかかる利息及び加算金を大阪市へ返還するため」のものでございます。

なお、今回の返還金については過年度分に対する加算金のため、当該年度の収支活動を表す「経常活動による収支」に計上でないため、「施設整備による収支」として計上しております。

お手元の資料1-1「平成25年度2次補正予算書(案)」の2・3ページ、平成25年度2次補正収支予算書(法人運営事業)をお開きください。

3ページの上から5行目、大阪市へ返還するため、返還金支出として301万6千円の増額補正になります。

同時に平野区社協へ利息及び加算金の返還請求をおこなうため、上から2行目、返還金収入についても301万6千円の増額補正となります。

以上により、1ページに戻りまして「平成25年度2次補正予算総括表」でございますが、補正後の当期収入額につきましては、(1)経常収入計55億6,295万2千円、(4)施設整備等収入計301万6千円、(7)財務収入計3億714万3千円、を合計した58億7,311万1千円補正後の当期支出額につきましては(2)経常支出計56億9,697万円、(5)施設整備等支出計319万6千円、(8)財務支出計2億4,683万6千円、(10)予備費1,038万7千円を合計した59億5,738万9千円でございます。

今回の補正は収入、支出とも同額のため、当期資金収支差額合計は、予算現額から変化はございません。

橋本次長 以上、平成25年度2次補正予算案について、ご説明申しあげました。なにとぞ、よろしく審議の程、お願い申しあげます。

乾 議 長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

清水理事 この件はいいとして、この他にもう利息などは無いのかどうか、市に尋ねたい。遅れたのは大阪市ではないか。

久保部長 利息は全くございません、今回の請求は、平成20年当時に返還いたしました返還金そのものに係る加算金でして、利息はございません。

乾 議 長 その他、ご意見・ご質問がないようでございますので、ご承認いただけますか。
(異 議 な し)
異議なしということですので、第1号議案は、原案どおり決定します。

<第2号議案> 評議員の選任(補充)について

乾 議 長 次に、第2号議案の評議員の選任(補充)について、事務局から説明してください。

橋本次長 第2号議案の評議員の選任(補充)につきまして説明させていただきます。
それでは、お手元にお配りしております資料2並びに2枚目の「役員及び評議員の選任に関する規程」をご覧くださいと存じます。

評議員候補者でございますが、「公私社会福祉事業施設・団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者」につきまして、6月20日付けをもって、大阪市PTA協議会長に交代がございましたので、後任の笹川正明会長に評議員をお願いしたいと存じます。

任期につきましては、本日、平成25年9月10日から任期の残任期間であります平成27年5月15日まででございます。

以上、第2号議案評議員の選任(補充)について説明させていただきました。
ご審議の程、よろしく願いいたします。

乾 議 長 ただ今、評議員の選任(補充)について、説明がありましたが、ご承認いただけますか。

(異 議 な し)

異議なしということですので、第2号議案は、原案どおり決定いたします。
予定の議案は、以上ですが、その他で、報告をお願いします。

山中部長 総務部長の山中でございます。
お手元にお配りしています「大阪市社会福祉協議会の職員構成」の資料をご覧ください。

6月4日に開催しました前回の理事会において、市社協職員数の推移につきまして、ご報告申しあげたところでございますが、本日は、本会固有職員の構成につきまして、ご説明申しあげます。

山中部長 平成25年8月1日現在で、固有職員516人が在職していますが、5歳ごとの年齢別で見ますと、56歳から60歳までが138人で、全体の27%、51歳から55歳については、117人で全体の23%となっており、50歳の25人を加えますと、全体の約54%が50歳以上となっております。

このまま推移いたしますと、10年後の平成35年度では、固有職員は261人と半減し、さらに、退職する職員の内訳を見ますと、社会福祉士、保健師・看護師、介護支援専門員等の有資格者の退職比率が高くなっております。

社会福祉協議会は、市民へのサービスが低下することがないように、組織的で多様な専門性を有する人材を確保する必要があり、加えて、地域福祉の中核を担う組織として活力を維持し、専門性を確保していくためにも、次代を担う若手職員を養成する必要がございます。

このような状況から、本会としましては、平成26年度の大阪市からの公募事業の内容が不確定な要素もありますが、平成23年度をもって停止しておりました職員採用の再開について検討してまいりたいと考えております。

以上、本会固有職員の構成状況につきまして、ご説明申しあげました。

乾 議 長 23年度から採用も停止しており、このようないびつな職員構成となっております。来年から若い方を採用していこうということですが、今の報告について、ご提案、ご指摘いただくことはございませんでしょうか。

ないようでございますので、以上をもちまして、本日ご審議いただく案件等は、全て終了いたしました。

ご協力を頂きまして、誠にありがとうございました。

ここで、議長役を終わらせていただきます。

司 会 閉会にあたりまして、清水副会長からごあいさつを申し上げます。

清水会長 (あいさつ)

司 会 これをもちまして、理事会を終了させていただきます。
本日は、大変お忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございました。